

# 会議議事録

2017年8月4日

宮田村役場建設課

会議 タイトル	第3回 宮田村景観審議会
内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>(1) 景観審議委員</p> <p>(2) 景観アドバイザー</p> <p>3. 景観アドバイザー挨拶</p> <p>4. 会長挨拶</p> <p>5. 報告事項</p> <p>(1) 景観計画施行後の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出対象行為に対する手引き (資料2)</li> <li>・届出対象行為の状況 (資料3)</li> </ul> <p>6. 協議事項</p> <p>(1) 景観計画の今後の運用に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成基準の運用に関する事項 (資料4)</li> </ul> <p>(2) 宮田村景観計画の実践に関する事項 (資料5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組む事項とその目標年次 (案) (資料6)</li> <li>・庁内連絡協議会の実践にむけて (資料7)</li> </ul> <p>・景観審議会の開催について (資料8)</p> <p>(3) 工場立地法の緑地面積率等の緩和について (資料9)</p> <p>7. その他</p> <p>8. 閉会</p>
日時	2017年8月2日 (水) 午後3時00分から午後5時15分まで
開催場所	宮田村役場委員会室
出席者 (敬称略)	<p>委員：浦野宗明、伊藤恵三、竹平考輝、田中千穂、太田保、吉澤小百合、須永次郎、保科茂雄、窪田守男、小田切隆幸、林明範、天野早人、三浦典子、矢田典和</p> <p>景観アドバイザー：佐々木葉、藤倉英世、千頭聡</p> <p>進行：平澤敦士 (宮田村役場建設課長)</p> <p>書記：熊谷良太郎 (宮田村役場建設課建設係)</p> <p>説明者：報告事項：(1) 熊谷良太郎 (宮田村役場建設課建設係)</p> <p>協議事項：(1) (2) 熊谷良太郎 (宮田村役場建設課建設係)</p> <p>(3) 小林敏雄 (宮田村役場産業振興推進室長)</p>
欠席者 (敬称略)	なし

<p>議事 (敬称略)</p>	<p><b>1. 開 会</b> (事務局：平澤建設課長)</p> <p>本日は委員皆さんの出席をいただきましてありがとうございます。 初めに、今回農業委員の改選がありまして、委員が変わられております。 伊藤恵三さんをお願いすることとなりましたので委嘱状をお渡しさせていただきます。 続いて景観アドバイザーの委嘱を行います。 景観アドバイザーについては前回の審議会で佐々木先生と藤倉先生にはご確認を頂いておりますが、今回千頭先生にも景観アドバイザーとしてお願いするということで、前もって文書にて委員の皆様にお伺いさせていただきました。 アドバイザーにつきましては審議会の意見を聴くということになっておりまして、文書にてご意見をお伺いした所、特段ご意見ありませんでしたので承認を頂いたものとしてお願いいたします。</p> <p><b>2. 委嘱状交付</b> (事務局：平澤建設課長)</p> <p>それでは、今回改正がありました農業委員から選出の伊藤恵三委員に委嘱状を交付いたします。 その後、景観アドバイザーの皆様へ委嘱状を交付いたします。 こちらから伺いますので、その場でご起立いただき委嘱状をお受け取りいただきたいと思っております。 よろしく申し上げます。 【委嘱状交付】</p> <p>(事務局：平澤建設課長)</p> <p>ここで大変申し訳ございませんが、村長は公務がありますので、退席させていただきます。</p> <p><b>3. 景観アドバイザー挨拶</b> (事務局：平澤建設課長)</p> <p>続きまして、宮田村の良好な景観の形成に関する事項について、技術的な助言又は支援を得るために委嘱された景観アドバイザーの方々からご挨拶をいただきたいと思っております。</p> <p>(佐々木景観アドバイザー)</p> <p>景観アドバイザーを拝命いたしました早稲田大学の佐々木でございます。 景観計画を作るお手伝いを4年前からさせていただいて、皆さんの熱心な諦めない議論の元で、非常にユニークな、宮田村でしかできないような景観計画を纏め上げることができました。 これをいかに実践し、村が良い村になっていくかが始まった所ですので、色々な形でお手伝いさせていただきたいと思っております。 よろしく申し上げます。</p>
---------------------	---

(藤倉景観アドバイザー)

藤倉です。よろしくお願いいたします。私も景観検討委員会のおかげからお世話になっておまして、そのとき非常に良い議論ができて良い景観計画ができたと思います。

今後、どうやって景観計画を運用していくか、また街づくりにどう活かしていくか、実践的に、そして具体的な活動をすすめていくことに向かってお手伝いさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(千頭景観アドバイザー)

千頭です。よろしくお願いいたします。

専門は環境計画です。最近行政全般でお付き合いさせていただいております。

宮田村では以前から総合計画の進行、管理、むらづくり委員会のアドバイザー、先週もバイパス問題で議論させていただいた。

宮田は本当に熱心な議論をされている。基本条例のときも皆さんと議論をさせていただいた。

二人とは違う立場でアドバイザーとしてお手伝いさせていただきます。アドバイスの機会が多い方がいいのかそうではないのか分かりませんが、よろしくお願いいたします。

(事務局：平澤建設課長)

申し送れましたがこの4月から建設課長を勤めさせていただいています平澤と申します。よろしくお願いいたします。

#### 4. 会長挨拶

(浦野会長)

今回は第3回ということで、全員にご参加いただきましてありがとうございます。

宮田村としては景観計画の届出が始まってから1回目の審議会となり、届出の内容など事務局から話がありますのでよろしくお願いいたします。

それでは報告事項に入る前に、事務局より確認事項をお願いします。

(平澤建設係長)

事務局から出席確認と資料確認をさせていただきます。

本日出席は委員総数14名の内、14名です。

宮田村景観条例第36条第2項により、過半数の委員の方が出席されていますので会議が成立したことをご報告いたします。

続きまして、机上の資料の確認をお願いいたします。

資料1 : 次第、委員名簿

資料2 : 宮田村景観計画手引き

資料3 : 届出対象行為報告書

資料4 : 景観形成基準の運用に関する事項

資料5 : 宮田村景観計画の実践に関する事項

資料6 : 取り組む事項とその目標年次(案)

- 資料7 : 庁内連絡協議会（庁内係長会）報告書  
資料8 : 景観審議会を開催について  
資料9 : 工場立地法の緑地面積率等の緩和について

また、事前にこちらから通知をしていなかったのもので、「景観計画本文」をお持ちにならなかった方もいらっしゃると思います。

今後の審議会では必要になりますので、お持ちいただく様に前もって願います。

本日はこちらにある予備を使用していただきたいと思いますが、お手元にない方はお知らせください。

なければ続きまして、改めましてこの審議会についてですが、全体を通して基本的に公開としたいと存じます。

議事録の発言者の氏名入りでの公開やホームページでの閲覧、記者の方の写真やビデオ撮影、希望者の傍聴も許可してまいりたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

#### 【異議なしの声】

異議なしということですので、そのようにさせていただきます。それでは、引き続きそのような形をお願いします。確認事項は以上です。

（浦野会長）

議事録署名人について、今回は吉澤委員と須永委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

### 5. 報告事項

（浦野会長）

それでは5. 報告事項に入ります。

（1）景観計画施行後の運用状況について事務局よりお願いします。

（事務局：熊谷）

それでは（資料2）届出対象行為に対する手引きをご覧ください。

これは、村内で建築物の建築や増築、改築、土地の開発などを行う予定の業者向けに向けた景観計画の届出の手引き書となっています。

この手引書はホームページでのダウンロードや、窓口での配付、また、建築確認を過去2年間宮田村に提出した建築業者にも合わせて送付してあります。

中には届出の流れから区域ごとの景観形成基準に合わせた7ページの様なチェックシートも入れてあり、これを元に35ページの「景観計画区域内行為届出書」を提出していただいております。

その届出について、景観計画を施行してから7月末までの提出状況をまとめたものが（資料3）の届出対象行為の状況です。

今の所、高さや色彩など基準内でおさまっているものだけですが、今後、どのような案件が出てくるかは分かりません。この後の協議事項で審議していただく内容にもなります

が、定例の審議会の折にはこういった資料を報告させていただきます。

景観計画施行後の運用状況については以上です。

(浦野会長)

それでは今の内容について質問意見等ありますか。

(竹平委員)

ここに記載のある色彩などの数値は、届出された数値ですか、実測した数値ですか。

(事務局：熊谷)

届出書に記載された数値です。

(浦野会長)

他に質問がなければ、6. 協議事項に入ります。

## 6. 協議事項

(浦野会長)

(1) 景観形成基準の運用に関する事項について事務局よりお願いします。

(事務局：熊谷)

(資料4) 景観形成基準の運用に関する事項をご覧ください。

先ほどの報告事項でも少しお話をさせていただきましたが、形成基準のひとつである最高高さを超える申請が今後出てくることを考慮し、審議会などの開催条件についてご協議いただきたいと思います。

それでは、例としまして、景観計画本書の49ページをご覧ください。

このページでは工場団地区域における景観形成基準の記載があります。

ページの中段、建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更の項目の規模の欄に、『機能上9メートルを超える必要があるものについては別途協議を経た上で最高高さを15メートルまで可能とする』という、高さ基準の記載があります。

ここにおいて、どのようなケースが建設課での判断となるのか、また審議会を開くのか、といったことに対し、申請内容が建築物の最高高さを超える場合の考え方について、協議レベルを設定することとします。

レベル設定は、『①高さを基準とした協議レベル設定』の表の通りとし、そのレベルに基づいた協議を『②協議レベルに対応した協議・判定者と求める内容』の表に従って行います。

通常判定とは、高さ、色彩が基準内のものが対象で、適合判定は建設課で行います。

協議レベル1とは求める内容の通りですが、色彩を推奨値にし、形成基準内には「努める」としているものがあるので、それを満たしてもらうことに加え、【第3章-2】に区域ごと記載のある「目指すべき景観像と形成方針の具体的努力の説明」を届出書に記載してもらいます。

協議レベル2は先ほどの協議レベル1に加え、住民説明と理解を得ることとしています。

15m級の建築物になると周りに与える影響も特に大きいので、住民に向けて説明会等を開いて理解してもらうことを求めています。

特別協議はそれ以上の案件が対象です。

特別協議に該当する案件が届け出られた場合には、審議会開催通知をお送りし、審議会を開催し、そこでの審議をへて村長の承認により許可となります。

届出に対しての変更通知は届出から30日以内に出さなければならないので、委員の皆様には開催期日の近い審議会開催通知が届くと思いますが、ご出席のほどよろしく願いいたします。

また、どのような案件が出たかについてですが、年2回の定期開催の審議会では今回の(資料3)の様に通常判定のものを含めた半期分を、また、協議レベル1、協議レベル2の届出は都度、審議委員に通知いたします。

以上より、協議レベルによる判定や、それによる審議会の開催条件についてなど運用に関する事項についてご協議願います。以上です。

(浦野会長)

それでは今の内容について質問意見等ありますか。

(保科委員)

①高さを基準とした協議レベル設定という項目があり、その中にある特別協議という言葉は景観計画本文に出てくるのですか。どういったものでしょうか。

(佐々木景観アドバイザー)

別途協議という形のことを表しています。

それは、「建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更」という項目の規模の部分、「周辺の基調となるという景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする」と記載のある部分の(ア)に該当します。

(保科委員)

15mを超えて建てる事が出来ないと読んでしまったのでそういった質問をさせていただきました。

私は建設組合から出ているわけですが、建設という立場からしますと、工場関係は15mを越えてくることもありますので、そのあたりの例外措置も明記されていれば問題ないと思います。

(浦野委員長)

宮田では高い建物が建てられないという誤解がない様に共有したいと思います。

他に質問意見等ありますか。

(竹平委員)

建て替えて高さが変わってしまった場合の話です。例えば、今の建築物が10m、改築したときに11mとなった。そのときは協議レベル1になるのか。

現状の高さを変えなければ現状維持ということで届出は要らないと思いますが、既に規模を超えているものが、さらに超えた場合はどうなりますか。

(佐々木景観アドバイザー)

それは、工場団地区域で9mという基準があるところで、建替えて10mになったものということですか。

(竹平委員)

既存で10mある場合です。

(佐々木景観アドバイザー)

既存で10mある場合で11mになる場合でしたら、協議レベルは1です。

(竹平委員)

2階建てが3階建てにした場合は新築なのか改築なのか。

(浦野会長)

建築基準法上でということになると、増築になると思います。

(林委員)

屋根や外壁などを塗り直したり一部を除却して作り直すなどの場合で、従前のおり塗り直す、作り直す場合は、景観は見た目の問題なので届出は必要ないという解釈もあります。ただし、建物等を全く除却して、建てなおす場合は届出は必要と考えます。

例外規定のところだけに、既存でそういうものがあるのであれば勘案して審議すれば良い場合もあるという解釈ですが、今ある家をそっくりそのまま作り直すのであれば外観の変更にもならないのではないかと。

ただ、という考え方もあるかと思うが、ただ、そういったものは難しいと思うので届出は必要だと思います。

(浦野会長)

届出については行為の届出ということなので行為をした物は提出してほしいという話。

(林委員)

基本的には届け出であり許可ではないので、判断に迷うような場合は念のため届出をしてほしいということではと思います。

(竹平委員)

屋根の塗りなおしのような個人が行った場合の届出は。

(林委員)

届出を知らないでやってしまうことはあるとは思いますが、それは宮田村が今後計画に沿って住民の皆さん、業界の皆さんに周知、PRをしていくという話だと思う。

(浦野会長)

先ほどの竹平委員の最初の話の、既存で10mある場合で11mになる場合という質問は、協議レベルは1ということで良いですね。

(佐々木景観アドバイザー)

もともと15mより高いものを建替えるときのための措置として、特別協議という形で設定してあります。

(浦野会長)

他に質問意見なければ、(2) 宮田村景観計画の実践に関する事項について事務局からお願いします。

(事務局：熊谷)

(2) 宮田村景観計画の実践に関する事項についてですが、次第におきましては『取り組む事項とその目標年次』、『庁内連絡協議会の実践に向けて』、『景観審議会の開催について』と項目分けしてはいますが、実際はそれぞれが一連の流れになっています。

そこで、全体を説明させていただき、その後それぞれの協議をお願いするものとなります。

それでは、(資料5) 宮田村景観計画の実践に関する事項をご覧ください。

まず、取り組む事項とその目標年次(案)として、(資料6)を用いて全体像を説明させていただき、その後詳細について景観アドバイザーの佐々木教授による説明をお聞きし、そのスケジュールを議論、決定していきたいと考えております。

次に、庁内連絡協議会の実践にむけてということで、まずは実践の一環として庁内連絡協議会の準備的な事項として7月21日に係長会を行い、そこで情報の共有を行いました。

そして、その内容をまとめた(資料7)から、関わることのできる事業などについて議論させていただきます。

そして、今の点を踏まえて今年度の景観審議会の開催について、(資料8)を用いて説明させていただきます。

それでは、取り組む事項とその目標年次(案)(資料6)をご覧ください。

この表は、宮田村景観計画に記載のある、今後取り組んでいく事項とそれを検討、実践していく年次についてまとめたものになります。

表の一番上の項目のような、本文19ページ、こちらはレクリエーション・観光・生産区域になりますが一番下の項目、「区域内での共通のルールや申し合わせをつくることが推奨されます。」や、表の一番下の項目、77ページの「様々な計画、施策、事業の成果が景観としての成果に結びつくように、行政内部に課・部署が参加する連絡協議会の場を設置します。」などの項目について、着手時期をそれぞれ表に記載してあります。

中には、景観アドバイザーの設置や、別途協議の際の考え方のように着手できたものもありますが、中、長期的に行っていくものもありますので、そのスケジュールを議論していただきたいと思います。

補足を景観アドバイザーの佐々木教授お願いします。

#### 【佐々木アドバイザー】

今の説明の通りですが、この景観計画は冊子ができたらなにか物事が具体的に進むというわけではありません。計画の中に今後取り組んでいくと書かれていることもたくさんあります。またこの表にあげたもの以外にも探していけば、たくさんやりたいことはあるのですが、具体的に検討ができそうな事項、あるいはしていかなければならない事項をこの景観計画の冊子を見ながらリストアップしたものになります。

第3章の2では、宮田村を5つの基本区域と2つのサブ区域に分けていますが、それぞれの区域ごとにこういう景観の特色があるのでそれを守り、あるいは活かしていくためにこういうことをしていきましょうということが記されております。

そのうち特に地区の特色や状況を見た上でやれそうなものとして、まず2番目の観光生

産レクリエーション区域について、ルールや申し合わせといった事項について議論ができるのではないかと考えております。実際には最終的に区域の中の関係者の同意を得て何らかの担保性を持ったルールにしていくということが望ましいわけですが、今年はずぐに着手するのは難しいので来年度以降ということ考えています。

同様に工場団地区域でも同じようなルール作りが考えられるわけですが、ここは地権者が多く、どういうルールにするかを検討するか時間がかかりそうなので、来年度くらいから始められないかと考えています。

町市街地区域についてはいくつかの特色の異なる市街地で構成されていますが、そのなかの特に宮田宿では、「伝統的な町屋や蔵を保全しながら街道沿いに連担する町並み形成をはかり、宮田村でもっとも集積の高い賑わいと魅力を再生します」としており、大変な目標ではありますが、既に昨年度から「宮田村の景観を考える会」が、長野県の元気づくり支援事業を受け色々な活動をしています。これは、今後も続けて行きたいという意味でここに記載してあります。

田園区域については、火の見櫓については検討委員会の中でも検討してもらったことありますが、田園区域の中に点在するランドマークとした他ではなかなか見られない資源として来年度あたりから議論していけたらと思います。

サブ区域の景観体験軸、沿道区域については、農道沿いと153沿いがありますが、その区域に沿った範囲で看板などについて検討をしましょうなど考えています。

農道に関しては、花壇作りや、三風の会の方々が看板の検討を行っておりますので、それを含めて来年度あたりから議論ができるのではないかと考えております。

もう一つのサブ区域である歴史保全区域については、宮田村の中に4箇所設定してあります。それぞれの区域ごとに設定する場合には同意を頂いて区域を設定することができましたが、どんな価値があるかとかどう活かしていったら良いかという話し合いをどういったところから始めていくかということをしつづ今年度着手していこうと考えています。

また、宮田宿区域の歴史的な価値のある蔵については色々なご事情で取り壊されるのではないかと危機が迫っているという話もあるようですので、どんな対応が出来るのかという話し合い自体を今年度から進めていきたい。

ここが3章のそれぞれの区域後との景観形成に向かつての一步一步実践を進めるという項目とスケジュールです。

第3章の3には景観形成を重点的に行う地区設定の考え方としてあります。

これは景観協定というルールを、景観法に基づいた担保性のあるものにしていくということですので、第3章の2でそれぞれ話し合ったことが形を結んでいけばおのずとこういうことになっていくだろうということで、来年度あたりからその準備ができると良いと考えています。

第4章の3の景観形成基準、先ほどの高さ基準や色についてですが、これをすすめていくために手引きというものを作っていきますと本文に記載しておりますが、既に手引きがありますのでこれは一つ出来ているということになります。また、協議事項の1番目で提案された協議レベルについては先ほど同意となったのでこれも出来たと思います。

第5章の景観資源となる景観重要建造物や景観重要樹木という景観法で形成されたものですが、どういうものを指定していくかという方針は65ページに記載がありますが、

具体的な指定は順次行うということでその調査などを行っていきます。

既に文化財の方から保存樹木で指定されているものもありますので連携を図りながら来年度あたりから指定していき、他市の例では指定と同時の補助を出していくこともあるので、それができるかを含めて来年度以降で検討していきたい。

次に、屋外広告物に関する事項です。景観というと看板の話になりますが、屋外広告物自体については、屋外広告物条例というまた別の枠組みで具体的に決めていくこととなります。現在は長野県の屋外広告物条例を宮田村は適用しているので、それに則って規制が行われているわけですから、それをより宮田らしいものにした宮田の屋外広告物条例が必要ですが、少し時間がかかるというところで長期的なものとしています。

公共性の高い施設の整備に関する事項ですが、道路や橋など、行政の中で作られる公共施設、役場や学校もそうですが、これらに対しても景観の検討を十分行っていただきたいということで景観重要公共施設という枠組みが景観法の中で定められております。

そこで、そういったものを指定することで管理者が村ではなくて県や国であるものについても景観への配慮を求めることができるので、それを指定していくということを少しずつ進めていきたい。

第6章3の営農と農地の景観に関する事項、宮田にとって農地の景観は基礎を成す大事なものですが、それに対する取り組みは非常に総合的にやらないといけない。景観法の中で、景観農業振興地域整備計画という計画を定めることができとなっておりますが、これについては時間をかけてあるいは、農業の方で取り組んでいることと連携をとりながら、屋外広告物同様長期的に考えていきたいと思えます。

第7章ではきめ細かい運用に関しての方策です。

第3章の3で示した重点的に進める地区の設定についての議論や活動を支援していくということや、先ほどのレクリエーション観光生産区域でルールを議論するにはどうしたら良いか、歴史保全区域でどのように進めていこうかという活動への支援になりますので、これらは今年できる所から進めていきます。

次の景観アドバイザーについては3名設置していただいたので済みです。

そして、景観資源マップ（仮）などの資料を作成していくということですが、色々なタイプのものが考えられますが、既に景観計画を作る際に宮田村を調査しております。それらを例えばウォーキングルートのように表示したりなど、できる所からマップ類の資料の準備を今年行っていきたいと思えます。

最後、第7章の2総合的な景観作りのための体制づくり、これは宮田村の景観計画の特色のひとつになりますが、様々な計画、施策、事業の成果が景観としての成果に結びつく様に行政内部で課、部署が参加する連絡協議会の場を設置しますということが景観計画に書かれております。つまり、それぞれの課で施策をしていますが、最終的にその活動が宮田の風景を作っていくので上手く連携した形で有機的にやっていく、あるいは連携することで合理的な成果が考えられるので、情報共有、議論をする場を役場の中に作っていこうということが書かれています。77ページの右側の図の中の水色の担当課建設課の下所に庁内連絡協議会が書かれています。これを具体的に設置していくということです。そのために、7月21日に係長会議という場で各課の係長が議論する中で今年各課が進める施策、景観に関連する施策などをアンケート取りました。次の（資料7）にまとめられてあ

ります。そういった場の準備ができているので、どのように景観まちづくりに生かしていけるかなど議論をいただきたい。

そこで、ここに挙がっている項目をこういったスケジュールで考えましたので、これは早く行った方が良く、これは書いていないけどやった方がいいなどご議論いただければと思います。

(浦野会長)

それでは今の内容について質問意見等ありますか。

(竹平委員)

この表の※印について、※のある年度だけ行うのか、それともスタートのタイミングという印なのか。

(佐々木景観アドバイザー)

スタートのタイミングという印です。

(浦野会長)

それでは、事務局、他に特に質問意見ありませんので、この形ですすめてください。続いてお願いします。

(事務局：熊谷)

次に庁内連絡協議会の実践にむけてということで係長の平澤から会議内容など説明させていただきます。

(平澤建設係長)

今回「景観計画」をふまえた景観づくりの一つとして、「景観計画」の『第7章2総合的な景観づくりのための体制づくり』に向けた活動を庁内で進めていくため、今回、各課係の中心的課題や現在取り組んでいる課題などについて、狭い意味で景観に限定せず、広く情報共有を7月21日の係長会にて行いました。

係長会という中での議題の一つだったので、それほど時間がありませんでしたので一つひとつについては触れることができませんでしたが、効果的に進めていく上で情報収集と共有ができたと考えております。

今後は各担当から出された内容を元に連携、議論を進めていきたいと思います。

こういった内容ですが、ご議論いただきたくお願いします。

(浦野会長)

それでは今の内容について質問意見等ありますか。

(竹平委員)

庁内での調整ということですが、一点、具体的な部分で、取り組みの状況で「統一の看板の設置」という記載があります。先ほども話があった看板について、村としてどのように進めていくのかどのように考えていますか。

(事務局：平澤建設課長)

今回行ったものは各係担当しているものを出してもらって、景観計画との考え方をどう結びつけるかをあげてもらったものです。

もちろんこれで終わったのでは何の意味もないわけで、出た意見について景観計画の考え方に合わせてこういう風にすすめてほしいなど、例えば先ほどから話に出ている、看板の部分や村としてこういう方向で進めてほしいなどを審議会の中で出してもらい、一つひとつを繋げて、村の施策に繋がっていくと良いと思っています。

しかし、今回の場合はこれをやった段階でそこまで整理できていないのが現実的です。

そのため、今の通り、景観に対してマッチする看板という部分で行くと、観光の看板は三風の会モデルとも強調しながら作ってはいるが、今後、観光だけではなく施設の表示など、作っていく物はそれに統一していこうという風に結び付けていきたいと思っています。

そういった部分を審議会の中でピックアップして議論できれば良いと思いますので、思いつきでも結構なので出していただければ、各係にフィードバックもすることができるのではないかと考えています。

(藤倉景観アドバイザー)

主旨は、個別の課で行っている景観に関連しそうな事業について、村全体でマネジメントしていけるかということ。

78pの下に庁内連絡会議や各課他ということが書いてあるが、各課の景観を意識した事業の内容を見るとバリエーションに富んでいる。すぐにどのようなやり方がベストかというのは分からないので、今後、議論してまとめて行くことが出発点になる。

(竹平委員)

看板関係は産業のほかに、教育委員会も含めいくつもあるようなので、すり合わせた上で検討できる場があれば良いと思う。

(浦野会長)

看板の話が出ましたが、庁内で看板などを作る際にはどういう看板を作るなど、課長会議などで話し合うといったことはありますか。

また、課長会議などにかけるシステムはありますか。

(事務局：平澤建設課長)

今までは統一したシステムやガイドラインはありません。

大きなものを作る際には情報共有する場合がありますが、ほとんどの場合はありません。

そのため、先ほどの話の様にそういうことをこの計画で作ってほしい、検討してほしいなどだしていただければ次につなげていけるかと思っています。

看板であれば自然にマッチした物も必要だし、注意喚起のものは目立たなければいけないなどあるので、どう整理していくのかという議論ができていけば良い。

(浦野会長)

用途によって変わってくるでしょうが、庁内では統一性のあるガイドラインはあった方

が良いと思う。

(窪田委員)

他市町村が看板を立てる際の例ですが、民間の看板についても、立てるときには市を通して三風の会に連絡があって、それから立てるということがありました。

また、大芝高原の入口や、伊那市のますみが丘の案内看板についても市村から三風の会に連絡して依頼することがあった。

三風の会とは、2012年にスタートし、8市町村の首長と経営者協会の主だった企業との懇談会の中で産官学一体となって始まったもので、上伊那の景観を良くしていこうという主旨です。

風土、風景、風格ということで、出来ることからやるとなると看板からだという考えで景観とマッチしたものを検討し、三風デザインを作成しました。また、三風の会は3ヶ月に1回程度会議を行っており、その場で情報の共有を行っています。

(林委員)

伊那市の例ですが、伊那市は公共看板を三風モデル化しました。伊那市で出す看板については三風デザインをまず考えているかと思う。

ただし、話のあった様に看板はTPOで使い分ける必要がある。

また、三風モデルは広域農道をモデルラインとしているように、どちらかというとし街地より郊外をターゲットにしており、高遠線沿道の伊那市の看板を今年度掛け替えると計画と聞いています。

(竹平委員)

村としての方向性はどうですか。

(事務局：平澤建設課長)

参考にしながら沿ったものにはしているが、統一にするなどは決めていない。ただ、ある程度ルールを考えていくことが出来れば良いと思います。

(窪田委員)

参考までに、駒ヶ根市では三風モデルにすると補助金が出ます。

(矢田委員)

始めは、市内横断的に事前に色々な規制対象が分かる、市内で統一した形の連絡会がないと、届出行為を出す前に農転が良くても景観がだめということや、公共施設の建て替えなどもあるので、行為の制限などの情報共有を定期的に行った方が良いという部分が大きかったと思う。

仕事の部分に対して使える部分もあるが、規制に対してのお互いの情報基本理解フローなど、手戻りにならないものがあるとよい。

また、例えば、耕地林務の欄に記載のある、松くい虫についても景観によろしくないのて予算など事業の優先順位を定めることができるといい。

(浦野会長)

農政との連携はどうなっていますか。農転のときに景観の話はどこまでしていますか。

(事務局：熊谷)

担当者には景観計画を配布してあり、区域、形成基準などについてもすり合わせができています。

(太田委員)

2ページの教育委員会の宮田宿について、歴史的建造物などが記載がありますが、歴史的建造物を保存していくのには費用が非常にかかる。

実際、教育委員会では本陣を保存するだけでも大変で、土蔵を直すなどになると大変な金額となる。そのため、いくつも保存することが難しい。

また、地震などが起こると今のままでは大変な物件もある。そういったところで意見をお聞きしたい。

(浦野会長)

今の文化財の保存について、いかがでしょうか。

(竹平委員)

残したいものに対しての予算付けは具体的に出来るのか。

(事務局：平澤建設課長)

今の制度だけでは、個人の所有物、歴史的価値の指定をしていない段階で村が保全のためにすぐできるものはない。

今後そういった制度がないからそのままにするしかないのか、違う用途として外観を残しながら活用することができるかなど含めて、検討していきたい。ただ少なくとも、現在の制度では補助金はない。

(三浦委員)

蔵に限らず、課題が出たときに思いのある人が集ってクラウドファンドの様に力、資金を集めるのが今主流となっています。

町中の活性化など、思いを共有するのに民間と行政が一緒になっていければ良い。いかにそういうグループを作っていくか、全体が実現できるかなど課題も多いが、集えることができるといい。

(浦野会長)

建物は保存するためには戸を定期的にあける、換気するなど用途変更して使っていかないと再生しない。外観を直したからといって長くもつものではない。

(三浦委員)

飯島では地域おこし協力隊などが地域のマップなどを作っている例がある。

人材を惹きつけて大きな輪にしていく仕組みがあるといい。

(竹平委員)

(資料6)にあります。意見を出せるような人も入れて、具体的な方策を今年度着手に入れていくのはどうか。

(事務局：平澤建設課長)

個別の蔵が保全できるかは別として、歴史保全区域の喫緊の課題として、今ある蔵がなくなってしまうばそれまでになってしまうが、考えることで何ができるのかということ。

景観という観点だけではなく、歴史的な価値の調査も必要ですし、町中、ああいう地区だから利活用が可能か等含めて検討していきたい。

具体的にすぐ出来るかは分からないが、調整を図りながら4地区のなかで優先的にその場所に入っていきたいと考えています。

(矢田委員)

歴史的建造物の価値が、多額の資金、税金を出しても良いということの理解が得られれば良い。

(太田委員)

費用として、調査見積は3百万。修理は5百万から1千万かかると言われています。

本格的に直すとなると億のお金が必要になると思います。

(矢田委員)

そのくらいかかっても直す価値があるという認識が村民にあれば、それらが重要なものであるという価値のアピールを出来ると思う。そうでなければ現実的には難しいのでは。

(太田委員)

参考までに伊那市の場合、関係者が200人くらいいるが、そこから年間千円を集めており、教育委員会から年間100万円補助を得ている。

ただ、それでも費用は足りないし、高齢化に伴い管理も難しくなっている。

(竹平委員)

歴史的建造物は、維持保全活用などが絡んでくるので、アドバイザーの先生方に全国のケースを含めて情報を集めていただき、この中で出していければ良いと思います。

(藤倉景観アドバイザー)

景観も文化財も一体的なものとしてあるが、まずは、最低限、歴史的建造物がどういう状態か調査しなければならない。

行政が関わるにしても公平性の問題がある。そのため、最低限の調査は必要。そして、仮に行政が維持保全活用に関わる場合、それが村民全体に対して社会還元する形、みんなが上手くいくものでなければならない。

蔵の活用例として、例えば、行田というところでも蔵を活用している。活用できる物はお店にしたりできる。景観と、蔵などが一体になった全体的なプランを早く立てなければならない。

価値が高いがすぐ壊れてしまうものについては個別に考えなければならないが、それは景観以上に文化財保全に近い領域。

景観でできることは調査して、まず持ち主と話をしていくこと。ただ、すぐに何かが出来るとは持ち主の思いもあるので上手くいくかは分からない。しかし、早く手をつけることは必要。

(浦野会長)

調査をすることは決まっているのか。

(事務局：平澤建設課長)

調査は教育委員会で行いますが、どこまでの調査かは予算化もされていません。ただ、歴史的価値の調査は行います。それと景観の観点を付け合せて今後の検討をしていく形となります。

(天野委員)

まず、今の話について、持ち主とワークショップを行う中で、持ち主も当然このままの形で保全することは不可能だと考えています。その中でも、お金はかかるがせめて記録に残してほしいという意見や、村も一緒になって考えてほしいという意見も少なくともあるので、すぐ保全してどうこうするという話ではなくて、まずは現状の調査をすることかと思えます。

その中でひょっとしたら利活用もできずにどうしようもない建物もあると思う。そういうものは記録保存ということで将来的にはなくなることもあるかもしれない。

そういった議論がスタートしているので、必ずしもこのまま残すという話にはならないのではないかと思う。

(天野委員)

次に、公共施設も景観の面から見てチェックが必要だという話がありますが、具体的には4月から何か事例はありましたか。

(事務局：平澤建設課長)

新たな公共施設の計画が現時点ではありません。宮田高原ではいくつかありましたが、宮田高原の中の景観にマッチしたものであることはあったので事務局とのすりあわせではありませんでした。

今後建設予定などあるとすれば調査は必要になる。

(天野委員)

修理も含めて、住民だけではなく教育委員会や産業振興推進室など役場職員の意識の統一を図ってほしい。

(竹平委員)

関連して、看板は塗り替えも含めてスケジュールでは後になっているが、早めにルールを決めた方が良い。

(浦野会長)

私もそう思います。

(佐々木景観アドバイザー)

皆さんのおっしゃるとおりですが、現在宮田村は県の屋外広告物条例に則ってすすめており、今後、宮田の条例をつくるとなると、当然県のものより緩いものになっていくことはない。

すると、より厳しい、自由度を縛るもの、またひとつひとつの審査を厳密にしていく条例にしていくことになる。

それを実行する体制が担保できるかが大きな所になるので、他市の例でもそこに苦勞している例はあります。

宮田の場合は比較的管理する面積がそれほど大きくないが、職員のマンパワーは少ない

ので、住民の目が行き届くことも活用しながら、条例の運用ができる体制とセットで考えていかなければならない。

ただ、議論を早める、スタートを早くすることは出来る。

(竹平委員)

たとえば、屋外広告物条例という大きなくくりになっていますが、案内看板や危険看板の様に細分化したルール決めは三風の会も参考にしながら最低限のことを作っていくことができるのではないかと。

(矢田委員)

まずは、県の条例がどのようなものか、本当に困るものなのか勉強会が必要。体制作りも必要。

(竹平委員)

庁内の統一という言葉にも個人差がある。統一したと言い切ってしまうとそれまでの所もある。

(林委員)

県の屋外広告物条例は規制なので、最低限のルールを決めており、その意味で緩い。ルールの中であれば多様なものができます。三風の会のような看板は、地域に調和したものとしてモデルとなるようなもの。

何でも条例により細かく規制しこれを実行していくことは大変、一方で表現の自由もあります。

村の中で、こんなルールにしようなど推奨的なものを作っていく。村のほうで出すものはこんなデザインでやりましょうというものを作る。そういった方が、公共看板はつくりやすいし民間看板も誘導しやすいと思います。

(浦野会長)

スタートは早めにすすめてもらいたいと思います。

(浦野会長)

続いて事務局お願いします。

(事務局：熊谷)

今回の協議を踏まえまして、今年度の景観審議会の開催について説明させていただきます。(資料8)をご用意ください。

審議会の開催予定として、まずは、特別協議に該当する審議案件が出たときには審議会を開催します。

また、2月に定例の審議会を予定しております。

この2月の審議会では、今年度早稲田大学に調査を委託する、景観計画で設定された区域の具体的な景観形成として区域ごとの協定などの締結に必要な詳細な景観調査を行うことを目的とする、歴史保全区域等の調査や、その調査を行った対象区域について、景観協定や、その議論を地域住民・関係者とどのように進めていくかなど、景観協定など景観まちづくりについてもアドバイスをいただくので、その内容を踏まえて今後の方向性を報告、協議していきたいと考えています。

また、審議会という形ではなく、勉強会という形になりますが、今年は景観計画の啓発、普及に向けての説明会、審議会や住民の皆さんを含めた勉強会を行う予定ですので、審議委員の皆さんもご参加いただきますようお願いいたします。

以上です。

(浦野会長)

それでは今の内容について質問意見等ありますか。

(小田切委員)

意見です。勉強会ということですが、地域の皆さんの考えが大事だと思うし、認識がなければ進んでいけないと思いますので、区長、副区長に景観についての勉強会を継続して行ってほしい。地域毎に、その区域の特徴を踏まえて具体的な勉強会を行ってほしいと思います。

役場職員がいなくても率先して区長、副区長が説明できるくらいになってほしい。

(事務局：平澤建設課長)

各地区のどこまでということはあるんですが、歴史的保全区域の方々や、全体的な住民を含めたもの、町中を対象にしたものなどいくつかあり、どこでやるという提案は出来ませんが、優先的にはじめたいというところはあります。

ほかにも、区長、副区長が出るような区長会で、今年度の4月にも説明しましたが、毎年機会を持って説明をしたい。勉強会の開催方法については今の意見踏まえて相談させていただいて良い方向で開催したい。

(窪田委員)

実行に移すためのベースとしてのツールとして住民協定を作っていくことが重要かと考えます。

例えば、区長などは1年で終わってしまうので町並み保全の住民協定や、農道の住民協定などを作って、継続的にしていくのが良いという意見です。

(浦野会長)

続いて(3)工場立地法の緑地面積率等の緩和について事務局よりお願いします。

(事務局：平澤建設課長)

工場立地法という、企業進出を推進するという意味合いのものになりますが、担当の産業振興推進室長小林から本件についてご説明申し上げます。

ただ、こういう形で検討しているというものであり、最終的には条例化して決定していくというものです。この審議会でも関連するものがありますので、委員会のメンバーとして意見をお伺いできればと思います。

(小林産業振興推進室長)

産業振興推進室長小林です。よろしく申し上げます。今日は情報提供をさせていただいて、本件について今日だけではなく何かありましたらご意見いただければと思います。

まず、そもそも工場立地法についてですが、工場を建てる場合、増設、変更する場合、敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上のものという大規模なものを作るときに個人の所有している敷地内の緑地の面積を規制するというものになります。

これまでは県が規制をしておりましたが、平成24年4月に市に一部権限が移譲され、平成29年4月から条例を作れば町村に権限の移譲ができるということになりました。

資料には、現在条例を策定している箇所が書いてありますが、長野市、上田市、須坂市といった8市町村が、上伊那においては伊那市が9月に議会提出予定。駒ヶ根は既に制定済みです。後についてはこれからという所です。

次に、準則についてですが、市町村で条例で指定できる所が2番と3番になります。

2番が敷地面積に対する緑地面積の下限の割合が20%ということ、3番目が敷地面積における環境施設面積の緑地が20%ありますので、プラス5%が環境施設ということ。

※印の2つめを見てもらうと、緑地のほかに噴水、広場、屋外運動場などが5%あれば最低限の25%になるという法律になります。これを町村の条例で直すということですが、地域準則について決める段階で、今までは国の法律だったが、個別の地域の事情までは考慮していないということだったので各市町村に沿った状態で決めて良い、つまり、届出も各市町村に出してもらうということになります。

そして、県内の条例制定済みの8市町村の条例の内容ですが、それぞれ同じです。緑地面積が10%、環境施設面積が15%と決まっていますので、そのあたりがバランスを考え落とし所かと考えています。村では9月議会で上程したいと考えていますので、それまでに協議会なり関係各所に意見を聴きながら策定していきたいと思っております。

先ほども話がありましたが、今日に限らず意見を出していただければと思います。

以上になります。

(浦野会長)

それでは今の内容について質問意見等ありますか。

(竹平委員)

例えば、せっかく景観計画でエリア分けをして、主目的を作ったので、エリアごとにルールをバラバラに決めていくことはできるのか。

(小林産業振興推進室長)

長野市は区域で決めている所はあります。例えば、都会の中の市街地もあるし、山際の工場地もあるので作るうえでは可能です。

ただ、宮田の中で必要かは検討させていただきます。

(保科委員)

この問題については建設に関わる皆さんは苦慮をしてきた所。企業活動においては、せっかく経営努力して工場を増築しようとしても緑地面積が足りないという理由で、断念せざるを得ない場合があります。国は経済を活性化しようとしているのに、緑地面積が足りないから工場を増築することが出来ないケースがあり、企業経営者は苦慮していた。緑を大切にすることは必要ですが、この地域については緑が溢れており、都会の真ん中の状況

での法律を持ってこられても困るというのが長年の問題でしたが、これに村が取り組んでいただけるということは歓迎すること。

是非、このパーセンテージに関わらず、最大限まで緩和していただければありがたい。

(佐々木景観アドバイザー)

この景観計画を作るときに建物の高さ、色彩の基準というものは他市に比べて厳しい値になっているということについては長い時間をかけて議論してきた。そのとき大きな議論になったのが、宮田は規制が厳しいから家も建てないし工場も建てなくなってしまうという危惧でした。

しかし、長い議論の結果、宮田は何が何でも、またどれも建ててはいけないとは一言も言っていない。建てるのであれば丁寧な議論をして建てていきましょうという道を選ぶことによって、宮田の持っている様々な価値を生かした企業活動なり人が住んでいくという方向に舵を切ろう。こういった方向性を確認した中で現在のようルールになった。つまり単純に数字が厳しいイコール建ててはだめという考えではなく、同じ工場でも例え10%のもつ意味がちがう、そこを考えてやっていくのが宮田のやり方だということで合意を頂き、景観計画を作ってきたというところがあります。

それができるのは宮田がコンパクトで、一年で何十件も大きい工場が立つという開発が起きるような大都会ではないことに加え、場所に対して皆さんがよくご存知であることがありましたので、一律に数字だけではない議論、運用を平行して行っていくことが将来的に宮田の価値を作っていくことになり、企業の方にもずっとここで仕事をしよう、住んでいこうということになるだろうという価値観を共有したことでこの計画はできているので、是非そういったマインドの継承への配慮をお願いしたい。

(浦野会長)

例えば、地域で分けるといった際には不公平感が出ないように考慮して検討していただければと思います。

(小林産業振興推進室長)

国で示されている基準範囲は1%から20%となっています。国の報告の中で軽減することで工場が誘致しやすくなるということをつかんでいるそうなので、加味しながら丁寧に意見を聴きながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

## 7. その他

(浦野会長)

それでは、その他ということで事務局何かありますでしょうか。

(事務局：熊谷)

特にありません。

(浦野会長)

それでは、本日の内容全体を通して何かご意見等ありますでしょうか。

(千頭景観アドバイザー)

2点アドバイスさせていただきます。

まず、先ほど議論になった看板の話ですが、看板というのはあくまで看板であり、屋外広告物として想定されているものとはレベルが違ってくると思います。

屋外広告物について、バイパスができたときに、おそらくバイパスの沿道の土地利用が大きく変わる様なバイパスの計画にならないと思いますが、屋外広告物は風景としてみたときに大きな阻害要素となるのでもう少し早く取り掛かったほうが良いのではないかと  
いう気がします。

次に、工場立地法の緑地面積率等の緩和についての話になりますが、面積の数値自体は議論していただければ良いと思いますが、空から見た緑地の面積よりも問題なのは、緑の質だと思います。

ここでは質のことは特に出ていないので、景観という観点からみると、緑の質を宮田らしいものにするとすることはこの議論でするのは別として、そういう視点を持つておく必要もある。

(事務局：平澤建設課長)

数字的なことは条例で定めますが、その数字さえ合っていれば景観計画を無視して良いかということにはならないので、数字はその範囲内であって、後は景観計画に沿った配慮をしたものというのは当然出てくると思います。

(窪田委員)

質問です。先ほどバイパスの話が出ましたが、伊那市が新しいバイパス計画について、なにかの指定地域という形で指定して、開発ができないという形にしているという話ですが、バイパスの予定地のところで。

(事務局：平澤建設課長)

開発の制限をかけるということだと思いますが、宮田ではそこまでできていませんが、そういったことはあると思います。

(窪田委員)

もし、屋外広告物条例がすぐに出来ないのであれば、そういうので網をかけるということも出来るのではないかとということで質問しました。

(須永委員)

(資料3)の色彩の基準で確認したいのですが、無彩色は白も含めて扱いはどのようでしょうか。例えば、工場などで、屋根が熱くなるのを防ぐためにといったものを無彩色ですることもあると思いますが。

また、(資料3)の表記だと少し分かりにくいのでは。

(佐々木景観アドバイザー)

(資料3)は本文を文言にするとこのようになったということです。

無彩色について、例えば機能上屋根を反射率の高いものにするなど出てきたときは、アルミはある意味自然素材なので適用範囲外という方法はありうるかもしれない。

(須永委員)

例えば合板などの金属を使っているものもそうですか。

	<p>(佐々木景観アドバイザー) 自然素材を使って着色していないものはこの限りではないということになります。</p> <p><b>8. 閉会</b> (浦野会長) 以上で本日の会議の一切を終わらせていただきます。ご協議いただきありがとうございました。</p> <p><b>【閉会】</b></p>
資料	<p>配布資料</p> <p>(資料1) 次第、委員名簿 (資料2) 宮田村景観計画手引き (資料3) 届出対象行為報告書 (資料4) 景観形成基準の運用に関する事項 (資料5) 宮田村景観計画の実践に関する事項 (資料6) 取り組む事項とその目標年次 (案) (資料7) 庁内連絡協議会 (庁内係長会) 報告書 (資料8) 景観審議会の開催について (資料9) 工場立地法の緑地面積率等の緩和について</p>